

労働者派遣事業に係る情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項および「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」第18条の2第1項に基づき、下記のとおり情報提供します。

派遣労働者の数	0人（2026年4月1日付け）
派遣先の数	0社（2025年度実績）
派遣料金の平均額	0円（1日8時間あたりの額／2025年度）
派遣労働者の賃金の平均額	0円（1日8時間あたりの額／2025年度）
マージン率（※）	0.0%（小数点第2位以下を四捨五入）
労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	すべての派遣労働者
上記労使協定の有効期間	2026年4月1日～2027年3月31日
派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	eラーニング、外部講習、弊社社内での講義による下記の研修を実施する。 ・新人導入研修 ・初級SE研修 ・中級SE研修 ・リーダー研修 教育訓練は勤務時間として扱い、費用は無償とする。

$$\text{※ マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$